

医療情報企画室業務委託仕様書

本仕様書は業務の概要を示すものであり、受託者は受託業務の遂行にあたっては沖縄県立南部医療センター・こども医療センター（以下、「当センター」という）が年中無休・24時間運営により人命を担う業務の特殊性と責任の重さを十分に認識し、現場の状況に応じて臨機応変に対応するものとする。

1. 業務場所

沖縄県島尻郡南風原町字新川 118 番地の 1

沖縄県立南部医療センター・こども医療センター

2. 業務実施期間

令和 3 年（2021 年）4 月 1 日 から 令和 6 年（2024 年）3 月 31 日まで

3. 業務時間と配置勤務体制

（1）通常勤務時間

月曜日～金曜日 午前 8:00～午後 5:30

（早番勤務者は午前 8:00～午後 5:00、通常勤務者は午前 8:30～午後 5:30）

勤務時間を超える場合であっても所定の業務が終了しない等、所定業務の処理上必要があれば業務に従事するものとする。原則として、システム障害は発生当日で復旧を図ること。

（2）配置勤務体制

- ① 責任者を配置し、医療情報企画室業務を遂行できる人員を配置すること。また、早番勤務者を 1 人以上配置すること。
- ② ネットワークの構築・プログラム作成の経験を有する業務従事者を 1 名以上配置すること。
- ③ 電子カルテにかかるマスタ作成業務従事者を 1 名以上配置すること。

（2）休日など

沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例（昭和 47 年沖縄県条例第 43 号）第 3 条並びに第 7 条第 2 項及び第 3 項に基づき、次のとおりとする。

- ① 日曜日、土曜日
- ② 国民の休日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日
- ③ 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日（前号②に掲げる日を除く）
- ④ 6 月 23 日（沖縄県慰霊の日を定める条例（昭和 49 年沖縄県条例第 42 号）第 2 条に規定する慰霊の日）

※ 業務上病院側が必要であると判断すれば上記時間外でも対応すること。

※ 緊急時は、オンコール体制による 365 日 24 時間対応とする。（通常勤務時間帯を除く）

※ 台風や新型インフルエンザ等の感染症流行時でも、当センターが通常の診療応需体制を敷いている限り、医療情報企画室も通常どおりの勤務とする。

※ 通常勤務時間以外の時間に勤務した場合や緊急時対応における諸費用は、契約金額に含むものとする。

4. 受託条件等

- (1) 本委託業務は当センターの医療情報企画室の立場で、医療情報システム業務の円滑な運営と発展を主体的に担うこと。
- (2) 受託会社は社員の医療情報システムの技能向上や以下の資格取得などを保有していること。
 - ・ ISMS/ISO27001 を取得している。
 - ※ISMS/ISO27001 に準ずるセキュリティ教育を年一回以上実施していること。
- (3) 受託会社はこの2年以内に沖縄県内の病床数300床以上の総合病院にて下記の実績を1年以上有していること。
 - ・ 当センターの電子カルテと同規模の電子カルテサーバの運用。
 - ・ 病院職員（医師、看護師等）への電子カルテの新人向け操作講習および日々の問い合わせ対応。
 - ・ 電子カルテ関連サーバを直接操作してのデータ抽出および解析作業。
- (4) 下記の技能を有する業務従事者を当センターに配置できること。
 - ・ エクセル、ワード、パワーポイント、アクセスの操作と指導ができること。
 - ・ データベースとネットワークの十分な知識と操作経験があること。
 - ・ JAVA または PHP の類で WEB アプリケーションプログラムが作成できること。
 - ・ PC、**サーバ**の保守構築の実績経験があること。
 - ・ PC 関連機器の保守対応ができること。
 - ・ 旧電子カルテ参照システムの保守ができること。
 - ・ 医療事務に関する基本的な知識を有する者（最低1人以上）
 - ・ DWH のプログラミングができること。
 - ・ ネットワーク保守・運用業務の経験を有していること。
 - ・ 医事管理マスタ業務の経験を有していること。
- (5) 下記の有資格者を当センターに配置できること。
 - ・ 情報処理技術者または基本情報技術者と同等以上。
 - ・ 医療情報技師または医療事務
- (6) 当センターの電子カルテが万が一の機能停止または障害発生時には、病院側の要請から30分以内に、本社からの応援社員が病院まで駆けつける体制を構築すること。
- (7) 厚生労働省が策定する「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」の動向について常に情報収集を行い、病院職員への情報提供・指導を実施する**こと**。

5. 業務内容

(1) 医療情報企画業務

- 1) 電子カルテ及び関連機器・システム・**部門ベンダとの連携**に関する業務
- 2) 医療情報に関する問い合わせ及び要望に関する業務
- 3) 電子カルテ及びワープロ等の操作講習・指導等に関する業務
- 4) 電子カルテのマスタ登録・管理に関する業務
- 5) データベースに関する業務
- 6) テレビ会議、地域連携システムに関する業務

7) ネットワークに関する業務

- ・ 院内のネットワークの運用と障害の対応。
- ・ 職員向けインターネット新規利用の対応、技術的助言、端末導入及び設定作業。

8) ソフトウェア（ファイルメーカー等）導入・設定等に関する業務

9) ホームページに関する業務

10) 医療用スマートフォンに関するサポート業務

11) その他、医療情報企画室に関する業務

(2) ネットワーク保守管理業務

- ・ ネットワークに障害が発生した場合、迅速に対応し修復を図るものとし、障害レポートをその都度提出する。
- ・ I Pアドレス等の計画（システム導入時等）
- ・ V L A Nの追加・再設定
- ・ I Pアドレス管理台帳の作成・修正・管理
- ・ ハードウェア管理台帳の作成・修正・管理
- ・ 運用マニュアル、月間報告書等その他必要資料の作成・修正・管理
- ・ ハードウェア障害が発生した場合、メーカーへの修理依頼及び暫定復旧、修理完了後の修復対応を行う。

(3) 電子カルテにかかるマスタ作成（医事マスタを含む）業務

- ・ 各部門との調整、マスタ作成要望の聞き取り
- ・ 診療報酬にかかるマスタの紐付け及び検証業務
- ・ 電子カルテマスタの管理
- ・ 厚生労働省コード（基金コード）のアップデート
- ・ データ抽出に関する業務
- ・ 患者予約枠の作成に関する業務
- ・ その他マスタ作成、更新に関する業務

6. 災害時の対応について

(1) 発災後、1時間程度で業務従事者が当センターに参集する体制を整備すること。

(2) 災害時に確実に連絡が取れる、責任者の電話番号とメールアドレスを、当センター契約担当者に書面で提出をすること。

7. 特記事項（機密保持事項）

- ・ 病院内で知り得た情報の帰属権は病院側に属する。
- ・ 病院内で知り得た個人情報はその取扱いに十分に注意し保護すること。
- ・ 病院内で知り得た情報を他人に漏洩したり、また他の目的に使用してはならない。この業務を退いた後も病院内で知り得た情報に関して守秘義務を負う。

- ・ 病院職員の許可がない限りは、病院内にパソコン、USB メモリ等の外部記憶媒体の持込み及び病院外への持ち出しはしてならない。
- ・ 病院職員の許可がない限りは、病院の情報を外部に送信してはならない。

8. その他

- ・ 業務日報、業務従事者の出勤状況について毎月 **15 日までに**報告すること。
- ・ 業務の関係書類は消失・汚損等のないように注意し、適切な場所に保管すること。
- ・ 感染対策の観点から、業務従事者は院内専用靴で作業すること。
- ・ 駐車場が必要な場合は受託業者で確保し当院センター職員及び近隣住民に迷惑をかけないこと。
- ・ 業務従事者の労務災害、労務管理に関する事項は、すべて受託者の責任とし、業務時間を記録し管理すること。また、受託業者の責任において作業員の健康診断を行い、当センターにその報告を行うこと。
- ・ 業務従事者は感染症予防のための標準予防策（*）を理解し、受託者は当センターが指示する予防接種を、受託者の責任において業務従事者に受けさせるものとする。
- ・ 業務従事者がやむを得ない事情により業務に従事できない場合は、業務に支障のないよう直ちに万全の処置をとること。
- ・ 業務従事者には、風紀、規律等を遵守し接遇や患者サービス、行政サービスを心掛けさせること。
- ・ 業務従事者が退職又は欠けた場合の後任については、受託業者の責任において、業務精度が維持できるよう人材の育成を行うこと。
- ・ 契約期間の満了により、業務を他の受託業者と交替することとなった場合は、契約期間内において、責任を持って交替することとなった受託業者へ業務の引継を行うこと。**また、引継の内容については、当センターに報告すること。**
- ・ 当センターの業務時間に変更があった場合は、当センターと受託業者が協議のうえ、変更時間内容に対応して業務時間を変更するものとする。
- ・ 以上は、仕様の大要を記すものであり、詳細及び記載のない事項または解釈上の疑問点については、当センターと受託業者は協議のうえ解決するものとする。

*標準予防策について

参考文献として「病院における隔離予防策のための CDC 最新ガイドライン」「医療従事者の感染対策のための CDC ガイドライン」ともにインфекションコントロール別冊、メディカ出版。